

KSLO NEWS LETTER

Contents	▶ TOPICS 01	「株主総会の招集手続き」	弁護士/ニューヨーク州弁護士	栗林 勉
	▶ TOPICS 02	「令和元年改正会社法について」	弁護士	深野 葉月
	▶ TOPICS 03	「鉄道写真の撮影における注意点～法的な観点から～」	司法修習生	松田 康秀
	▶ COLUMN 01	「河口湖カントリークラブ」	弁護士/ニューヨーク州弁護士	栗林 勉
	▶ KSLO NEWS	セミナーのご案内 『スモール M&A について』		

TOPICS 01

株主総会の招集手続き

弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉



株主総会のシーズンとなりました。株主総会の招集権者は代表取締役となっていますので（取締役会設置会社の場合）、代表取締役が株主総会を招集しないからと言って、他の取締役や株主が勝手に株主総会を招集することができるわけではありません。

よく問題となるのが、代表取締役が亡くなっている場合です。この場合は、会社を代表する取締役がいないわけですので、会社としては取締役会の決議により現存する取締役の中から新しい代表取締役を選任する必要があります。新しく選任された代表取締役は、代表取締役としての権限に基づき株主総会を招集することができます。一方、もともと取締役が1人しかいない会社の場合は、代わりの人を代表取締役に選任することができませんので、裁判所に申し立てをして仮取締役を選任してもらう必要があります。

代表取締役が認知症になって判断能力を欠いているような場合にも代表取締役が株主総会を開催することができませんので、認知症になった代表取締役について成年後見人を選任してもらう必要があります。但し、成年後見人は積極的な財産行為をしないのが通常ですので、成年後見人が自ら株主総会を招集するのではなく、多くの場合は成年後見人を通じて取締役の地位を辞任することになります。その結果、代表取締役は取締役でなかったこととなりますので、代表取締役が死亡した時と同じ手続きを踏むこととなります。

これらの場合と異なり、代表取締役が健全であるにもかかわらず株主総会を開催しない場合があります。例えば、株主間で内紛状態にあり、株主総会を開催したら自分が解任されてしまうと考えているような場合です。しかし、会社法では、株式会社については、少なくとも年に1回、決算期末から3カ月以内の日を開催日とする定時株主総会を開催しなければならないとされています。代表取締役が、自分が解任されることを懸念して株主総会を開催しないとすれば、法的義務に違反したことになります。善管注意義務違反として損害賠償請求の対象となります。

このような場合、株主としては、仮に過半数の株式を有しているからと言って勝手に株主総会を開催することはできません。会社法では、株主総会の開催をしようとする株主は、会社に対して株主総会の開催を請求し、会社が総会を開催しない場合に始めて、裁判所による決定を得て、自ら株主総会を開催することができますと定めています。株主が自ら株主総会を招集するためには、裁判所の許可を得なければならないというのが原則です。

このように株主総会の招集手続きについては、会社法に定めがありますので、この定めを無視した株主総会は無効となり、当該総会で選任された取締役も当初に遡って取締役でなかったこととなります。株主総会の開催手続きについて不明な点がありましたら是非当事務所にご相談ください。

令和元年改正会社法について

弁護士 深野 葉月

本年3月1日から、令和元年改正会社法（一部を除く）が施行されました。本改正は平成26年会社法改正に続く本格的な改正となり、その内容は、濫用的な株主提案権の制限措置、取締役の報酬決定の透明化、会社補償及びいわゆる会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する規律の整備、社外取締役の設置義務付け、株式交付制度の創設、社債管理補助者制度の創設など多岐にわたります。本ニュースレターでは、上記改正事項のうち3つの事項を取り上げ、簡単に説明いたしたいと思います。皆様のご参考になれば幸いです。

1 濫用的な株主提案権の制限措置

改正前会社法では、株主提案権の濫用的な行使を直接制限する規定はありませんでした。そのため、1人の株主から膨大な数の議案が提案され、会社における対応の検討や招集通知の印刷等のコストが無意味に増大する、株主総会における審議の時間が無駄に割かれるといった弊害が指摘されていました。

この点、改正会社法では、取締役会設置会社の株主が提案しようとする議案の数が10を超える場合、その10を超える数の議案については、株主は議案通知請求権を行使できないとされ、株主が議案通知請求権を行使して同一の株主総会に提案できる議案数につき制限が設けられました。株主が10を超える議案について議案通知請求権を行使してきた場合、株主が優先順位を定めていない限り、どの議案を通知しないこととするかは取締役が定めるということになりました。なお、議案の個数の制限は、取締役会設置会社を対象とするものであり、取締役会非設置会社については上記個数の制限はありません。

また、株主が議題提案権を行使して提案することができる議題の数や議場における議案提案権を行使して提案することができる議案の数について制限をするものではないので、この点については誤解しないよう注意が必要です。

2 社外取締役の設置義務付け

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって有価証券報告書の提出義務があるものについて、改正前会社法では、社外取締役を置いてい

ない場合には社外取締役を置くことが相当でない理由を当該事業年度に関する定時株主総会において説明しなければならないとされていましたが、改正会社法では、社外取締役の設置が義務付けられることとなりました。

社外取締役を置くことの義務付けにより、社外取締役に欠員が生じている場合の取締役会決議の効力はどうなるのかという問題がありますが、この点については、社外取締役に欠員が生じた場合でも、遅滞なく社外取締役が選任されるときは、その間にされた取締役会決議は無効とはならず、直ちに過料の制裁が科されることにもならないと解釈できるとされております（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会資料27第2部第2の2（補足説明））。もっとも、社外取締役に欠員が生じている状態はガバナンス上問題がありますので、会社としては、あらかじめ複数の社外取締役を選任しておく、補欠社外取締役を選任しておくといった対応を取っておくことが考えられます。

3 株式交付制度の創設

改正前会社法では、自社の株式を対価として他の会社を自社の子会社とする手段として、株式交換の制度がありましたが、当該制度は他の会社を完全子会社とする場合でなければ利用できませんでした。

この点、改正会社法では、完全子会社とすることを予定していない場合であっても、株式会社が他の株式会社を子会社とするために自社の株式を他の株式会社の株主に交付することができる制度が新たに設けられました。

改正会社法が会社にもたらす影響は、決して小さいものではないと思われます。何かございましたら、お気軽に当事務所にご依頼ください。



鉄道写真の撮影における注意点～法的な観点から～

司法修習生 松田 康秀

私は、筋金入りの鉄道好きで、鉄道写真の撮影に熱心な、いわゆる撮り鉄です。近年、撮り鉄のマナー問題について、大きく報道されることが増えてきました。

そこで、鉄道写真の撮影において注意すべき点を、法的な観点からご報告申し上げます。

事例1 某月某日、〇〇線開業△△年の記念列車が走ることになった。撮り鉄のAさんは、良い写真を撮りたいと思い、〇〇線□□踏切へ向かったが、思いのほかカメラマンが多かったことから、踏切の内側に三脚を立てて撮影していたところ、巡回中の警察官に発見された。

Aさんの行為は、鉄道地内に社会通念上正当な理由なく立ち入ったとして、鉄道営業法に抵触します。罰則は、1万円未満の料科と、金額的には大きくありませんが、仮に刑に処された場合には、前科となりますので、社会的には大きな制裁を受けることとなります。なお、踏切内側の場所によっては、往来に危険な結果を生じるおそれのある状態を発生させた、として、刑法の電気車往来危険罪に抵触する恐れがあり、罰則は、懲役2年以上20年以下と、重罪となりますので、三脚を立てる場所には十分な注意が必要です。

事例2 Bさんは、新幹線の撮影を楽しんでいたが、毎回同じスポットでの撮影に飽きてきたので、新しいスポットで撮影することにした。現場は、進入禁止用のフェンスが新幹線の線路脇に設けられていた。Bさんは、脚立を使用してフェンスから身を乗り出して撮影していたところ、巡回中の警察官に発見された。

Bさんは、脚立を使用してフェンスから身を乗り出して撮影していましたが、事例1のAさんのように、鉄道地内に三脚を立てて撮影していたわけではありません。それでは、Bさんの行為の何が問題になるのでしょうか。新幹線は、高速で運行する新幹線の安全を特に確保するため、いわゆる在来線とは異なった規律が設けられているのです。新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法、いわゆる新幹線特例法です。同法では、軌道及びこれに附属する保線用通路その他の施設であって、軌道の中心線の両側について幅3メートル以内の場所にあるもの、を新幹線鉄道の線路、と定義し、新幹線鉄道の線路内にみだりに立ち入った者、に対する処罰規定を設けています。つまり、Bさんのように、フェンスから身を乗り出して撮影していた場合、Bさんの行為は、新幹線鉄道の線路と定義される、軌道に附属する保線用通路であって軌道の中心線の両側について幅3

メートル以内の場所内に、社会通念上正当な理由なく立ち入ったとして、新幹線特例法に抵触する恐れがあります。罰則は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金であり、鉄道営業法とは異なり、懲役刑の規定もありますので、新幹線を撮影する際には、十分な注意が必要です。ちなみに、新幹線特例法における新幹線鉄道とは、その主たる区間を列車が時速200km以上の高速度で走行できる幹線鉄道とされています。したがって、東海道・山陽・九州・北海道・東北・上越・北陸、の各新幹線にはあてはまりませんが、時速200km未満で走行する、いわゆるミニ新幹線の山形新幹線（福島駅～新庄駅）と秋田新幹線（盛岡駅～秋田駅）には、新幹線特例法は適用されません。

最後になりますが、一人一人のカメラマンが、法令やマナーを順守することは、鉄道写真の撮影に対する社会の理解を得るためにも重要なことです。鉄道に対する熱い想いは私も同じですが、法令やマナーを守って、鉄道写真の撮影を楽しみましょう。



↑全国各地で見られた旧国鉄の特急型車両、485系です。クリーム色と赤色のツートンカラーは日本の風景と良く馴染みます。田植えが済んだ初夏の福島・会津盆地を駆け抜けました。残念ながら惜しまれつつも、2016年に引退し、廃車となりました。2014年撮影。



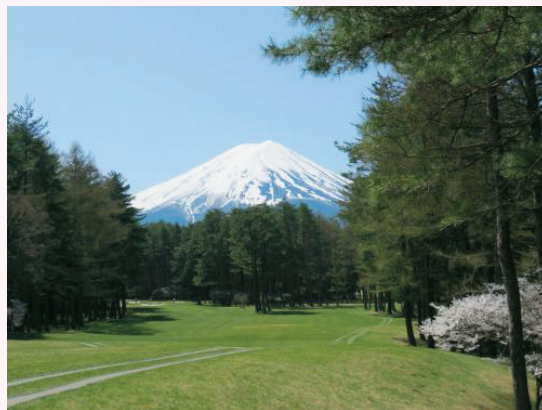
↑JR西日本が保有する客車“サロンカーなにわ”を利用した記念列車です。“サロンカーなにわ”は、天皇陛下がご乗車されるお召列車として度々その任に就き、ファンの間では、格式高い客車として、絶えず注目を浴びています。兵庫・西播磨の上郡町にて。2019年撮影。

COLUMN 01

河口湖カントリークラブ

弁護士／ニューヨーク州弁護士 栗林 勉

栗林は15年くらい前から河口湖カントリークラブ（河口湖CC）のメンバーとなっています。河口湖CCがいいのは何といても、高原のさわやかな風の中で、富士山のマイナスイオンを浴びながら、夏場の暑い季節でも涼しくプレーできることです。富士山のすぐ手前にあるコースですので、多くのコースから富士山の堂々とした姿を見ることができます。夏場の残雪はとても美しいです。また、河口湖CCは27ホールあり、メンバーは予約なしで行っても、いつでもプレーさせてもらえるという特典があります。近いうちに、栗林総合法律事務所のゴルフコンペを開催したいと思いますので、興味がある方は是非ご参加ください。



KSLO NEWS

セミナーのご案内

日時	2021年7月2日(金) 午後6時～7時半
場所	zoomにて開催
テーマ	『スモールM&Aについて』

中小企業にとってM&Aによる業績拡大や新規事業への進出は当たり前の時代となっています。また、事業を売却して資金を獲得したり、次世代への事業承継にも活用されます。中小企業の評価、M&Aの進め方について解説します。

お申し込みはメールまたはお電話で



info@kslaw.jp



03-5357-1750

海外進出・英文契約・企業法務のご相談は栗林総合法律事務所へ

KURIBAYASHI SOGO
栗林総合法律事務所



03-5357-1750

● 受付時間：9：00～18：00 ● 定休日：土日・祝日